

令和7年度「佐賀県の経済動向調査」業務委託仕様書

第1 目的

県では、県内企業の景気認識の把握のため、また県内企業が“今”直面している経営課題や、挑戦しようとしている新事業・新分野などの把握のために、四半期に一度、県内企業の経営状況等の調査及び各種経済指標の集計・分析を行い、その結果について公表するとともに、今後の施策に活かすことを目的とする。

第2 業務内容

本事業の業務内容は、次の（１）及び（２）に掲げるとおりとする。

（１）県内企業経営状況調査

年４回、県内企業５００社を対象とした、経営状況調査を実施する。

① 調査対象企業

- ・全体で、県内の企業５００社を対象とする。
- ・５００社の内訳は、国（総務省統計局及び経済産業省所管）が実施する経済センサス（以下「経済センサス」）での産業分類における製造業の企業を２５０社、それ以外の産業分類（以下「非製造業」）の企業を２５０社とする。
- ・対象企業の選定にあたっては、経済センサスにおける佐賀県内の対象事業所の中から、産業大分類及び産業中分類単位でみて偏りがないように５００社を抽出する。

② 調査の実施回数、時期及び期間

- ・この調査の実施回数は委託期間中４回とする。
- ・この調査の実施時期及び期間は、定例県議会の概ね開会１月前の日を期間の最終日と設定し、調査期間としては２週間から３週間程度を設けるものとする。

（参考）令和６年度中の調査実施時期

調査回数	調査期間	定例県議会開会日
第１回	令和６年５月７日～５月２０日	令和６年６月１３日
第２回	令和６年７月２６日～８月９日	令和６年９月１１日
第３回	令和６年１０月１１日～１０月２５日	令和６年１１月２７日
第４回	令和７年１月６日～１月２０日	令和７年２月１４日

③ 調査方法

- ・県が指定するオンラインアンケートフォームである「LoGo フォーム」を活用したオンラインでの調査と、郵送調査の併用にて行う。具体的には次のとおりとする。

※受託者決定後、「LoGo フォーム」の詳しい利用方法と県との役割分担について具体的に指示する。

i 対象者に対するアンケート調査依頼：「LoGo フォーム」及び郵送による。

- ・依頼メール及び依頼文書の文面は県から提供する。
- ・メールの場合は２段階（調査の実施について／回答専用フォームの送付）とし、

前者は受託者から、後者は県から送信する。

- ・郵送の場合の送付用封筒は県から提供する。郵送料は受託者が負担する。

ii アンケート調査の回収：原則「LoGo フォーム」による。ただし目標とする回収率（65%）の達成に向け、必要に応じて調査対象企業への架電や訪問等によりアンケート回答への協力を促すこと。

iii アンケート調査の集計：「LoGo フォーム」から出力されるローデータにより集計する。

※集計フォーマットを県から提供することは可能であるが、様々な視点等での分析が可能となるよう、受託者が保持する集計・分析ツール等も利用し、より最適な方法での集計を行うこと。

④ 調査項目

- ・調査項目については、各調査時に県で選定する（毎回、最大30項目程度を予定しているが、その時々々の情勢によって変動の可能性がある）。指定した項目について「LoGo フォーム」への設定は県において行う。

⑤ 調査結果の分析

- ・調査項目中、次の項目について集計結果を分析・考察の上コメントを作成すること。ただし、これらの項目については、調査実施時期の都度、県と調整し、必要な項目の追加又は削除を行うこと。

i 業況

ii 経営課題

iii 雇用状況

iv 賃上げの状況

v 原材料・エネルギーコストの状況

vi 設備投資

vii その他県が指示する項目

- ・それぞれの項目について、集計期の時点における、現在の状況、対前年同月（期）での比較といった分析を行う。また、「なぜその現在の状況となっているのか」、「なぜその対前期比の結果となっているのか」といった点についても、個別の各企業の回答の対前期比分析やクロス集計も多用し、要因分析を行うこと。
- ・分析したコメントについては、過去の公表資料（佐賀県ホームページに掲載：<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00348987/index.html>）を参考にし、箇条書きで2点程度かつ全体で4行以内に収めることとし、その内容は調査の結果から見て客観的かつ専門的な視点で、県民から見て分かりやすいコメントとするよう努めること。

⑥ 調査協力のお礼の連絡対応

- ・毎回のアンケート期間終了後、調査対象企業に対してお礼の連絡を送付する。
- ・メールアドレスが判明している企業に対してはメールにて送付し、メールアドレスが判明していない企業に対しての送付は不要とする。
- ・お礼メールへは、その時の状況に応じて県の施策情報等を掲載するため、文面および添付資料等は県から提供する。

(2) 各種経済指標

定期的に公表されている次の指標を随時収集し、集計・分析を行う。

① 調査対象指標

- ・以下の表に掲げる統計指標等とする。

ただし、これらの項目については、調査実施時期の都度、県と調整し、必要な項目の追加又は削除を行うこと。

項目	引用元	統計指標等
個人消費	経済産業省	商業動態統計月報
公共工事	西日本建設業保証株式会社	佐賀県内の公共工事動向
生産活動	経済産業省九州経済産業局、県統計分析課	鉱工業指数
雇用	厚生労働省佐賀労働局	一般職業紹介状況（有効求人倍率、新規求人数、新規求職者数）
企業倒産	株式会社東京商工リサーチ	企業倒産状況（企業倒産件数及び負債金額）
物価	県統計分析課	消費者物価指数
賃金	県統計分析課	毎月勤労統計調査
経済概況 1	内閣府	月例経済報告
経済概況 2	日本銀行福岡支店	九州・沖縄の金融経済概況
経済概況 3	財務省福岡財務支局	管内経済情勢報告
経済概況 4	日本銀行福岡支店佐賀事務所	佐賀県の金融経済概況
経済概況 5	財務省福岡財務支局佐賀財務事務所	佐賀県内経済情勢報告
その他県が指示する項目		

② 調査期間

委託期間中を通して、①の統計指標等を随時収集すること。

なお、以下③及び④を目的とした収集のため、それらが達成されるのであれば、一括で収集するといった他の手法により収集しても構わない。

③ 調査方法

(1) の調査期に合わせて、委託期間中4回集計処理を行うこと。

④ 調査結果の分析

- ・それぞれの統計指標等について、集計期の時点における、現在の状況、対前年同月（期）での比較といった分析を行う。また、「なぜその現在の状況となっているのか」、「なぜその対前年同月（期）比の結果となっているのか」といった点についても、その時点の情勢等も勘案し、要因分析を行うこと。
- ・分析したコメントについては、過去の県公表資料を参考にし、箇条書きで2点程度かつ全体で4行以内に収めることとし、その内容は調査の結果から見て客観的かつ専門的な視点で、県民から見て分かりやすいコメントとするよう努めること。

(3) 公表資料の作成

- ・(1) 及び(2) で調査、分析した内容について、資料にまとめたうえで県にデータを提出すること。その際に、当該資料の内容について総合的に勘案した「県としての景気判断」をまとめること。
 - ・景気判断の作成にあたっては、統計指標のうち「財務省 福岡財務支店 佐賀財務事務所」による「佐賀県内経済情勢報告」及び「日本銀行 福岡支店 佐賀事務所」による「佐賀県の金融経済概況」をもとに作成し、あわせて、(1) の結果から見えた県内における情勢についてもトピック的に1つの文章にまとめ、作成すること。
- 完成した資料については、最終的に佐賀県ホームページにおいて公表する。

※過去の公表資料：<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00348987/index.html>

(4) その他、本事業に必要な一切の業務

本事業の遂行に当たっては、本仕様書及び県の指示に添って適切に行うとともに、必要に応じて県と協議・検討の上、実施すること。

なお、必要に応じて対面やオンライン等で打ち合わせを行うものとする。

第3 守秘義務

- (1) 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- (2) 受託者は、配置する職員に対して、業務の処理上知り得た秘密等を厳守させるため、関連企業等の求めに応じて、誓約書の提出など秘密保持のための措置を取らせることができる。
- (3) 受託者は、「個人情報取扱特記事項」(別記1) を遵守するものとする。
- (4) 受託者は、「情報セキュリティ対策特記事項」(別記2) を遵守するものとする。

第4 事業の報告について

受託者は、第2(3) で作成した公表資料とは別に、すべての委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書(任意様式)をデータで提出するものとする。

第5 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで

第6 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物(文章、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。

- (4) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (5) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
- (6) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議し、決定する。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、県の担当者等と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (8) 訪問先との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (9) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたと県が判断した場合には、県の指示を仰ぎながら事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。